

花 壇 管 理 協 定

神戸市（以下「甲」という。）と、鹿の子台自治協議会（以下「乙」という。）との間に、鹿の子台の歩行者専用道路内における植栽土地（以下「花壇」という。）の育成・管理に関して、下記により協定を締結する。

第1条 甲は、育成・管理することによって、別添位置図に示す花壇を、乙に対してのみ承諾するものとする。

なお、花壇内の高木及び花壇以外の歩行者専用道路の植栽管理は、甲が行うものとする。

第2条 乙は、地域の環境美化とコミュニティ作りを目的とし、地域の団体として「花壇」を育成し、良好な維持管理を行うものとする。

第3条 乙は、「花壇」に草本類意外を植栽する場合は、甲と協議のうえ実施すること。

また、営利目的の苗木の育成、野菜栽培（自家用を含む）を行ってはならない。

第4条 乙は「花壇」の形状変更（面積の変更）、恒久的な施設の設置を行ってはならない。

第5条 甲は、乙の管理にあたって必要な散水用の止水栓器具及びホースを乙に貸与し、水道使用料を負担するものとする。

第6条 乙は代表者の変更が生じた場合、甲に対して届け出をすること。

第7条 乙は、各事項の内容で「花壇」の管理ができないような状況が生じた場合は、その事由が生じる1ヶ月前までに、甲に届け出るとともに、その後の管理、運営については協議をし、決定するものとする。

第8条 この協定書の有効期限は、協定締結の日より起算して5年間とする。

なお、期限満了の日の1ヶ月前までに、乙の申出のない限り、更に引き続き1年間ごとに、この協定と同一条件で更新を行えるものとする。

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

平成14年 / 月 9 日

甲 神戸市建設局北建設事務所

所長 築山 敏所長之

乙 神戸市北区鹿の子台自治協議会

会長